

被災者支援について

三二一六字

民主党の泉房穂です。

きょうは、被災者支援におけるいわゆる公助、共助、自助のうち共助のあり方につきまして、村田防災大臣、また国家公安委員長でもある村田大臣に対しまして質問をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

村田防災大臣に対しましては、被災者生活再建支援法という形で何度か御質問させていただいております。その際もよく大臣の方からも、被災者支援につきまして自助、共助、公助、このバランスが重要である、そのようなお話をいただいております。

自助と申しますのは、例えば耐震化であるとか地震保険への加入、みずからできることはしておくこととあります。公助と申しますのは、まさに被災者生活再建支援法のように、税金をもつてどの程度公的に支援をしていくかという問題であります。そしてもう一つ、本日質問させていただく共助、具体的にはボランティアの活用であるとか、また義援金、お金に限りません、毛布とか飲料水など、そういったものをいかに有効に、適切に迅速に分配していくか、そういった問題も極めて重要であろうと思っております。

そこで、まず冒頭、大臣に対しまして、この共助の重要性、ボランティアや義援金などの被災者支援における重要性、また自助、共助、公助のうち、私としては、やはり財源に限りのあるこの時代に

おきましては共助の重要性というのが極めて大きいものと考えますが、大臣の認識をまず問いたいと思っております。

村田国務大臣 泉先生とは何回も議論をさせていただきましたが、本日は冒頭から自助、共助、公助のバランスが被災者の支援については大切であるという御指摘を受けまして、大変ありがたく思っております。今後とも、そうした意味で、そのバランスについて正しい御理解をいただきたいというふうに思っております。

ボランティアあるいは義援金、あるいはいろいろな支援物資につきまして、我々、公助あるいは自助の努力をサポートする、こういう意味で、大変崇高な意思に基づく共助ということで、高く評価しているわけでございます。そうした共助の差し出しと申しますか、御協力がスムーズに行えるように、私どもはその環境の整備に努めなければいけないというふうに考えております。すなわち、支援をするときの、差し出すほうのときのいろいろな問題、配分のときのいろいろな問題については環境整備に努めなければいけないというふうに理解をしております。

泉分科員 ボランティアにつきましてはまた後の方でまとめて御質問したいと思っておりますが、先に義援金などにつきまして御質問したいと思っております。

現状認識でありますけれども、今回の例えば新潟などにおきましても、いわゆる生活再建支援法によって支援をしていくものというのも極めて重要であるとももちろん私も思っておりますが、そうでなくとも、義援金という形で被災者のもとに一定の金額が渡っていく、

そのことによつて随分助かる面もあるうかと思ひます。しかし、その配分の方法、時期とか、迅速な分配ができてゐるのか、また適切な、つまり、集まつた善意のお金が有効に、本当に適切に使われてゐるのか、このあたりにつきましては、どの程度きつちりしてゐるのかということにつきましている議論もあるうかと思ひます。

このあたり、大臣の認識としまして、また、いろいろ私としては、もう少し工夫の余地もあるのではなからうか、もっと速やかに、かつ、もっと適切に分配できるような工夫の余地があるのではないかと思ひますが、この点、一般論で結構ですが、大臣の認識を問ひたいと思ひます。

村田国務大臣 義援金につきましては、公平に配分されるということが一番大事なことであるうかと思ひます。しかし、他方、公平ということに加えまして、やはりできるだけ早く配分されるということが被災者のニーズの観点からも大切だ、こういうふうに思ひてゐるわけです。したがひまして、公平かつ迅速に配分するためには、あらかじめ配分の基準をつくつておかなければいけない、こういうことなんだろうと思ひます。

集まつた、寄せられた義援金は地方公共団体が責任を持つて配分する、こういう仕組みになっておりまして、その配分に当たつてのルールでございますが、厚生労働省におきまして、大変多くのノウハウを積み重ねておられます日本赤十字社が策定してある、義援金取り扱ひのガイドラインというものをこしらえておりまして、そうしたものによつて配分される、こういうことが今なされてゐる、こ

ういうふうに思ひてゐるわけでございます。私も、そうした義援金取り扱ひのガイドラインによつて、これを参考にして地方公共団体が配分するよつうことと、都道府県にその趣旨の徹底を図つてゐる、こういうこととでございます。

ちなみに、新潟の中越地震において二百億円を超える義援金が寄せられて、大変ありがたく思ひてゐるわけでございますが、これは一遍に全部ばんと配分するわけではなくて、何回かに分けて、もちろんボランティアの方にも配分されることとございますが、新潟中越地震の場合には十一月二十日に第一回分が配分された、こういうふうに聞いております。

泉分科員 このお金の問題につきましては、まさに大臣おつしやつたよつうに、公平かつ迅速というのが極めて重要である、全く同感であります。

しかしながら、最近の新聞やテレビなどを見ておつしやと、いわゆる津波詐欺という言葉もあるよつうですけれども、例えばさういつた被災者支援をかたつてお金を集めて、そのお金を適正に処理せずみずからの懐に入れてしまつ、さういつたことが横行してゐる。

これは、日本だけのことではありません。海外でもスマトラ沖地震に關してさういつたことがなされてゐる、非常に問題であるよつうな指摘が、各マスコミでもなされております。

さういつたことにつきまして、大臣としてもゆゆしき問題であるよつうと認識されてゐると思ひますが、この点の御認識はいかがでしよつうか。

村田国務大臣 せっかくの個人としての善意をそうした形で踏みこじる行為はまことに許せない、こういうふうに思いますので、詐欺ということであれば、法と証拠に基づいて私どもとしては厳正な対処が必要である、こういうふうに認識をしております。

泉分科員 今、大臣の方から直接お言葉もありましたが、まさに人の善意を踏みこじる、許すまじき行為だと思えます。

ただ、この問題につきましては、被災者支援だけの問題ではありません。ボランティアにつきましても、もちろん被災者ボランティアもあれば、福祉のボランティアもあります。このような善意の募金につきましても、被災者の分野に限らず、物すごい広い問題ではあります。

例えば、街頭募金などにおきましても、まさに難病の子供たちを救おうということでお金を集めて懐に入れたり、また、例えば拉致被害者の家族会のような装いをしながらお金を集めている。町でそういうのを見かけますと、皆さん、被災者支援、また難病支援、拉致被害者支援、そういったことで頑張っているんだという認識のもとに、百円とか、中には千円とか、お金をその募金箱に入れる方もおられると思います。

ところが、その募金が全く有効に使われることなく、いわゆる詐欺ないし横領に当たるような形で犯罪になってしまっている、こういった指摘が最近テレビ報道などでもなされております。こういった問題につきまして、一体、実態把握はどの程度できているのか、これは警察の分野がもしれませんが、このあたり、どの程度実態を

把握できているのかについて問いたいと思います。

岡田政府参考人 今、委員から、義援金についての実態というお話がございました。

善意で義援金を出される方もたくさんいると思いますが、時に、それを詐欺に使うといったことも見られるところでありまして、義援金ばかりではなくて、災害時に事故に遭ったとか、災害時の救助が必要だということで、自衛隊をかたったり、あるいは消防署員をかたつての詐欺行為等もかなり行われておりますし、そうしたことは私も警察としてもかなり重大な問題と考えておりますし、その手口は、多くの場合、振り込め詐欺のような形にもなりますし、あるいは直接街頭募金のような形にもなっていると思えます。

そうしたことの実態を的確に踏まえて、先ほど大臣の答弁にございましたように、私ども、具体的な事実が犯罪になるものであれば、